

## 16. 環境配慮指針（事務所、卸売業、小売業）

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

大気汚染	焼却行為	悪臭	焼却炉
騒音振動	空気圧縮機、荷物の積み下ろし、空調室外機		

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
大気汚染	ボイラー	大気汚染防止法 ダイオキシン類対策特別措置法
	廃棄物焼却炉	
騒音	空気圧縮機及び送風機	騒音規制法、県条例
	クーリングタワー	
	冷凍機	
振動	圧縮機	振動規制法、県条例

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m<sup>3</sup>/時、総排水量が 2,000 m<sup>3</sup>/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

### その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮ください。

- ・再生品等の環境配慮型商品の普及・流通に御配慮ください。
- ・屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声器を使用する場合は、静岡県生活環境の保全等に関する条例による使用制限が課せられるので、同条例に基づく遵守事項を確実に履行してください。（静岡県生活環境の保全等に関する条例第76条、同施行規則第36条）
- ・駐車場を設置する場合は、その駐車場を利用する自動車に対しアイドリングストップを実施するよう御指導ください。（静岡県生活環境の保全等に関する条例第105条）
- ・小売店にあっては、簡易包装の励行に努めてください。
- ・小売店にあっては、水切り袋等環境保全型商品を積極的に扱うとともに、環境の保全と創造に向けての消費者教育について御配慮ください。

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）